

第19回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年6月25日(木)午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(20名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、
5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、12番 内山 雄次郎、13番 山田 良一
15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、17番 江袋 實、18番 星野 廣志
19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海

(欠席委員: 11番 高橋 睦子、14番 加藤 敏之)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 議 第 83号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 5 議 第 84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 6 議 第 85号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 7 議 第 86号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第 8 議 第 87号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(使用貸借権の設定)

第 9 議 第 88号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄、

主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長 登坂賢治

みなさん本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。

天候も随分暑い日が続いていますが、そんな中で悪天候もありひょうが降ったりと局地的な大豆等への農業の被害がありました。今後も不安定な天候も予測されますので、農作物の管理に十分な注意が必要です。

本日は午前中に農業振興特別委員会、午後は農地情勢研修会と会議が続きますが、総会の議事運営にご協力いただきますようお願いいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第19回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、20名であります。欠席届のあった委員は11番高橋睦子委員、14番加藤敏之委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。15番佐藤総一委員、16番小形耕一委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 登坂賢治

日程第4、議第83号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。議第83号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対す

る許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第83号1番、2番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番及び2番について、12番内山雄次郎委員より報告願います。

12番 内山雄次郎委員

番号1番、2番について、6月19日現地調査をしてまいりました。本案件は親子間の贈与、受贈により農地を取得するものです。作付計画も今まで通りとのことであり、問題ないと思われます。また、周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 登坂賢治

番号1番、2番について、担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

16番 小形耕一委員

番号1番、2番の譲受人はご夫婦で親の農地を譲り受けることとなりますが、この場合、経営権が夫にあると思いますが、所有権移転した後、夫婦間の使用貸借は必要ないでしょうか。

農地主査 前山律雄

経営は夫婦で行っていくということですので、問題はないと思われます。

議長 登坂賢治

他にご質問等について求めます。

16番 小形耕一委員

経営主が夫になっているが、妻の所有する農地については同一家族内であれば問題ないのか、又は夫が経営主であるため使用貸借を結ばなければならないのかをお聞かせください。

議長 登坂賢治

関連して他にありませんか。

13番 山田良一委員

生前贈与であれば3年に一度の報告義務がありました関連してお伺いします。

農地主査 前山律雄

生前贈与の暦年課税であれば3年に一度の報告義務がありますが、相続時精算課税制度を活用すれば報告する必要はありません。

議長 登坂賢治

事務局の説明でよろしいでしょうか。

13番 山田良一委員

妻も生前贈与を受けるということは、妻がその農地を管理していくことになると思いますが、その取扱いについてお聞きします。

農地主査 前山律雄

申請が出される前の経営状況ですが、今回の譲受人が譲渡人の農地を農業者年金受給等もなかったため使用貸借せずに耕作していたものです。その流れの中で今回、娘夫婦に生前贈与されるものです。

議長 登坂賢治

他にご質問ありませんか。

16番 小形耕一委員

生前一括贈与を受けた人が必ず農地を継続して耕作していかなければならないという点です。それが、夫がまとめて農業をしていくからそれを家族として一本にしていけるのかの法的根拠がほしいということです。

農地主査 前山律雄

今回、譲渡人が実子である娘と養子である息子に筆毎に相続したいということでした。事務局としては問題ないと判断し、受付したところでした。

議長 登坂賢治

ほかにご質問ありませんか。

16番 小形耕一委員

農地法第3条としての申請については十分理解できるところです。所有権移転後に譲受人の経営体としてどういう方向になるのですかという質問です。所有権は理解できますが、経営権についての説明をお願いしたいということです。事情も十分分かりますし、本件は許可案件だと思いますが、同一家族なので、使用貸借しなくてもいいのか、経営主以外が相続した農地の取扱いについてお聞きしたい。

議長 登坂賢治

現在、協議されている内容については詳細を調査後再開することにし、一旦保留にして次に進めたいと思います。

(調査のため、佐藤事務局長補佐退席)

議長 登坂賢治

それでは、日程第5、議第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

2ページをご覧ください。議第84号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。本案件は前回の総会で保留にしたものです。

(議第84号1番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明のとおり、本案件は前回の総会で保留にしたものを、本総会で改めて審議を行うものであります。よって、担当委員より現地調査等の結果は前回の総会で報告ありましたので省略し、ご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第6、議第85号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

3ページをご覧ください。議第85号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

(議第85号1番から3番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について12番内山雄次郎委員より報告願います。

12番 内山雄次郎委員

番号1番について、6月23日現地調査をしてきました。今回の申請は、議第84号の貸借権設定案件と含めて借人が新規就農するため、経営主である貸人の農地を使用貸借し、合計5,321 m²の農地を利用し経営の一部を継承するものであります。

主に畑作部門の作付計画を予定しており、新規就農に向けた町の認定審査も進められており、今後部門を独立しながら農業経営を進めていくものです。問題はないと思われま

議長 登坂賢治

次に番号2番の件について17番江袋 實委員より報告願います。

17番 江袋 實委員

番号2番について6月23日現地確認をしてきました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の再設定であります。作付計画も今まで通りとのことであり、問題ないと思われま

議長 登坂賢治

次に番号3番の件について16番小形耕一委員より報告願います。

16番 小形 耕一委員

番号3番について6月22日現地確認をしてきました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の再設定であります。作付計画も今まで通りとのことであり、問題ないと思われれます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成と認めます。よって本件を許可することに決定いたしました。

議長 登坂賢治

日程第7、議第86号、農地法第5条の規定による許可申請(所有権の移転)に対する意見について事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

6ページをご覧ください。議第86号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用にともなう所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第86号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は許可後着工し、平成27年8月末で完了する計画です。建設業を営んでいるということで、併用地と併せて963.96㎡であります。農地区分は農振、農用地区域外(白地)で生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。資金については、自己資金で賄う計画です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

続きまして、番号2番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は許可後平成27年10月30日に着工し、平成28年8月末で完了する計画です。一般住宅でありますので、594㎡は妥当と判断いたします。農地区分は農振、農用地区域外(白地)で第1種農地と判断されます。代替性も検討されており、集落接続されております。申請地は土地改良施行区域であります。白川土地改良区から意見書が出されております。資金については、自己資金で賄う計画です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次に担当農業委員より現地確認等の結果について、10番細谷則雄委員より報告願います。

10番 細谷則雄委員

番号1番について、平成27年6月16日、鈴木秀男委員、高橋睦子委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請地は、農地区分は農振、農用地区域外(白地)の畑であります。申請人は建設業を営んでいることから、資材置き場確保のため自身の併用地と併せて農地を譲り受け転用するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。

番号2番についても1番同様現地確認を行いました。申請地は、農地区分は農振、農用地区域外(白地)の畑であります。申請人は、県道の新設により移転を余儀なくされ、一般住宅、車庫を建築するため農地を譲り受け転用するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(意見なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第8、議第87号、農地法第5条の規定による許可申請(使用貸借権の設定)に対する意見についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の番号1番は議席3番黒澤一利委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(意義なし)

それでは、議席3番黒澤一利委員は、本人に関する案件について審議中は室外に退席いたします。

(番号3番 黒澤一利委員退席)

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

7ページをご覧ください。議第87号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用にとまなう所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第87号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は許可後着工し、平成27年9月末で完了する計画です。農作業場を新築しまして農業用施設として利用し390㎡は妥当と判断します。農地区分は農振、農用地区域外(白地)で生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。資金については、資金借り入れで賄う計画です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次に担当農業委員より現地確認等の結果について、10番細谷則雄委員より報告願います。

10番 細谷則雄委員

番号1番について、平成27年6月16日、鈴木秀男委員、高橋睦子委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請地は、農地区分は農振、農用地区域外(白地)の畑であります。申請地は農作業場の老朽化に伴いまして、新たに農作業場を新築するものです周辺の農地への影響はないと思われま

す。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

16番 小形 耕一委員

本件は農地法第5条の使用貸借でいいのでしょうか。

農地主査 前山律雄

父親所有の農地を現在経営主である息子が借用し、農作業場を建設するものでありますので、問題ないと思われま

す。

議長 登坂賢治

他にありませんか。無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。黒澤一利委員の復席を求めます。

議長 登坂賢治

日程第9、議第88号、農用地利用集積計画についてを上程いたします。事務局の説明を求

めます。

農地主査 前山律雄

8ページです。議第88号農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

(議第88号本文及び9ページ整理番号6910番から6911番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

無いようでありますので、お諮りします。整理番号6910番から6911番までについて計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

(佐藤事務局長補佐、復席)

議長 登坂賢治

それでは、4ページ議第83号について再度審議を行いたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事務局長補佐 佐藤紀子

「新農地全書」の中で「わが国の農業経営は、農家というか世帯というかそういう単位で営まれているのが、実情です。同一世帯の中で農地の所有者と実際の経営者とが違う場合はよくありますが、このような場合、所有者と経営主との間で賃貸借契約をしていることは稀で、通常は何ら賃貸借関係を生ぜしめないまま事実上所有者以外の者が経営を主宰しているに過ぎません。」としています。

本件は、農地法第3条で贈与受贈の所有権移転であり、贈与後は所有する農地は全て耕作することが許可要件になります。よって、所有権移転後に賃貸借や使用貸借権を設定することはできません。

また、一方で経営者の取り扱いですが、世帯としての経営を一本化することは通常ありえるこ

とであります。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

16番 小形耕一委員

経営としては理解しましたが、その場合の生前贈与の猶予を受けるので、妻に贈与された分の耕作は妻がしているということで報告されることになりますか。

事務局長補佐 佐藤紀子

農地法第3条の許可後、本件の場合生前一括贈与でなく相続時精算時課税制度を活用するとなると、3年に1回の現地確認には該当しません。

議長 登坂賢治

他ににご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようですので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成と認めます。よって本件を許可することに決定いたしました。

議長 登坂賢治

これもちまして、第19回川西町農業委員会総会を閉会いたします。